（別紙３－２）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（チップ等製造者の場合）

分別管理及び書類管理方針書（例）

事業体名

令和　　年　　月　　日作成

本方針書は、新潟県木材組合連合会が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（令和７年１月１日）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。また、併せて、GHG関連情報の収集・管理・伝達（以下、「GHG関連情報の管理等」という）の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社工場において、原木及び当該原木を原料として製造するチップ等の取扱いに当たって適用する。

（分別管理・GHG関連情報管理等責任者）

・分別管理・GHG関連情報管理等を適切に行うため、○○○○・○○○○を分別管理・GHG関連情報管理等責任者として定める。

・分別管理・GHG関連情報管理等責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

・原木の入荷に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。

・原木の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

・チップ等の加工に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように加工する。

・チップ等の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等と、それ以外の木材を原料として製造したチップ等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

・チップ等の出荷に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。

（GHG関連情報の管理等の実施）

・原料等の入荷がある場合は、入荷時に GHG関連情報の有無を確認し、GHG関連情報がある場合は、ガイドライン４（４）に定める認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。

・GHG関連情報がある場合は、当該情報の内容（原料区分、輸送のトラック最大積載量輸送距離等）に応じた分別管理等により、入荷から出荷までGHG関連情報を適切に管理する。

・出荷する木質バイオマスに係る GHG関連情報を整理し、納入ごとに書面（電 子媒体も可）により伝達する（由来証明と同時に伝達することを原則とする）。

・入出荷及び在庫に係るGHG関連情報の管理簿を備え付けるとともに関係書類を５年間保存する。

（書類管理）

・分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。

・間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け、適切に記載する。

・証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、５年間整理保管する。

以上

（別紙３－２）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（原木のみ取扱者の場合）

分別管理及び書類管理方針書（例）

事業体名

令和　　年　　月　　日作成

本方針書は、新潟県木材組合連合会が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（令和７年１月１日）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。また、併せて、GHG 関連情報の収集・管理・伝達（以下、「GHG関連情報の管理等」という）の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社における原木の取扱いに当たって適用する。

（分別管理・GHG関連情報管理等責任者）

・分別管理・GHG関連情報管理等を適切に行うため、○○○○・○○○○を分別管理・GHG関連情報管理等責任者として定める。

・分別管理・GHG関連情報管理等責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

・原木の入荷に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。

・原木の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

・原木の保管に当たって間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在のおそれがある場合には、保管場所は特定できないが伐採林地内等に土場を確保し、それぞれの木材が混在しないよう分別管理する。

・原木の出荷に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。

（GHG 関連情報の管理等の実施）

・原料等の入荷がある場合は、入荷時に GHG 関連情報の有無を確認し、GHG 関連情報がある場合は、ガイドライン４（４）に定める認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。

・GHG 関連情報がある場合は、当該情報の内容（原料区分、輸送のトラック最大積載量、輸送距離等）に応じた分別管理等により、入荷から出荷までGHG 関連情報を適切に管理する。

・出荷する木質バイオマスに係るGHG 関連情報を整理し、納入ごとに書面（電 子媒体も可）により伝達する（由来証明と同時に伝達することを原則とする）。

・入出荷及び在庫に係るGHG 関連情報の管理簿を備え付けるとともに関係書類を５年間保存する。

（書類管理）

・分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木取扱量を実績報告として取りまとめる。

・間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け、適切に記載する。

・証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、５年間整理保管する。

以上